

## 後期高齢者医療被保険者証廃止のお知らせ

令和6年12月2日で現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。令和6年12月2日以降、新たに被保険者になる方、資格情報に変更がある方、紛失などによる再発行の方には、被保険者証の代わりに「資格確認書」を交付します。

### 令和7年7月までの暫定的な運用について

これまで、被保険者証の廃止後の対応については、

マイナ保険証を持っている方 → 「資格情報のお知らせ」

マイナ保険証を持っていない方 → 「資格確認書」

を交付する旨周知してきましたが、後期高齢者医療制度の暫定的な運用として、令和6年12月2日から令和7年7月までの期間に75歳年齢到達などで新たに被保険者になる方には、マイナ保険証を持っている、持っていないにかかわらず、一律「資格確認書」を交付することとなりました。

### 有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証（ピンク色）をお持ちの方

被保険者証（ピンク色）の記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限まで医療機関などでご使用いただけます。

### 令和6年12月2日以降に75歳年齢到達などで新たに被保険者になる方

資格確認書を交付します。下記をご確認ください。

資格確認書  
とは？

- 従来の被保険者証の代わりになるもので、医療機関などの窓口で提示することで従来の被保険者証と同じように受診できます。
- 被保険者証と同一のはがきサイズです。
- 資格確認書は本人の申請によらず交付します。
- 被保険者証廃止後に、従来の被保険者証の記載内容に変更が生じたり、被保険者証を紛失した場合は、資格確認書を交付します（紛失により交付を受ける場合は申請が必要です）。

### マイナ保険証を利用しましょう！

マイナ保険証とは「保険証利用を申し込み込んだマイナンバーカード」のことです。

マイナ保険証はいろいろなメリットがありますので、ぜひご検討ください！

#### 【マイナ保険証のメリット】

- ・本人の同意により、初めての医療機関などや救急現場でも、健診情報や過去に処方された薬剤情報が医師などに共有されるので、より適切な医療が受けられるようになります。
- ・医療費が高額になる場合でも、申請なしで限度額を超える支払いが不要になります。
- ・引越しをしても切り替え不要で保険証として使えます。

#### 【利用の申し込み方法】

医療機関・薬局などの受付にあるカードリーダー、セブン銀行ATM、市町村の窓口、マイナポータルでお申し込みできます。

#### 【マイナンバー総合フリーダイヤル】

0120-95-0178（無料）

受付時間（年末年始を除く） 平日午前9時30分～午後8時 土日祝午前9時30分～午後5時30分

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

## 児童手当制度のお知らせ

令和6年10月1日より、児童手当制度が改正されました。改正の内容は以下の通りです。

### 対象となる子ども

高校生年代（満18歳に到達後の最初の3月31日まで）までの子ども

### 支給額

	第1子、第2子	第3子以降
0歳～3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	30,000円

※満22歳に到達後の最初の3月31日までの子を第1子とカウントします。

### 支払月

支 払 月	対象期間
2月期	12～1月分
4月期	2～3月分
6月期	4～5月分
8月期	6～7月分
10月期	8～9月分
12月期	10～11月分

※手当は支払月の5日（5日が土曜日、日曜日、祝日の場合は直前の平日）に指定された金融機関へ振り込みます。改正後の初回振込は、令和6年12月5日（木）に実施します。

### 所得制限

なし

※児童手当の振込先は、従来と同様に「生計を維持する程度の高い者」です。

### 届出について

#### ▶現況届

- ・3人以上養育している方で、進学や就職する18歳年度末～22歳年度末の子がいらっしゃる方

#### ▶監護相当・生計費の負担についての確認書

18歳年度末～22歳年度末の子を含めて3人以上養育している方が対象となっております。隨時提出が必要な方は右記の通りです。

(1)高校、短期大学、専門学校を修了し、進学や就職などする見込のある子がいらっしゃる方については、2月以降に必要書類を送付する予定です。

(2)

18歳年度末～22歳年度末の子の職業、進学先、卒業予定年月、監護相当の状況、生計費の負担の状況に変更が生じた場合

※監護相当、生計費の負担がなくなった場合（親の援助を必要とせず、独立して生計を営んでいる場合）は減額改定となります。

(3)18歳年度末～22歳年度末の子が婚姻（事実婚含む）や、出産（児童自身が受給者となっている場合も含む）した場合で、引き続き受給者の監護や生計費の負担を受ける場合

※監護相当、生計費の負担がなくなった場合（親の援助を必要とせず、独立して生計を営んでいる場合）は減額改定となります。

### ▶変更事項に伴う届出

以下の変更事項があった方はすみやかに届け出してください。

- ・児童を養育しなかったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（ほかの市町村や海外への転出を含む）
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- ・児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になった時を含む）

- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ・3人以上養育しているが、就職などで第1子カウント対象外の児童が、離職などにより再度監護相当・生計費の負担の要件を満たしているとき

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。

「広野町」を検索

